最終更新日：2019年6月13日

ＡＧＳ株式会社
代表取締役社長　石井　進
問合せ先：企画部　TEL:048-825-6079
証券コード：3648
https://www.ags.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社の企業理念は、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献する」であります。この企業理念の目指すところは、当社は社会における企業市民として、株主をはじめ、取引先、社員、地域社会等、当社を支える社内外のステークホルダーの立場を尊重し、その満足度を高め、持続的に成長可能な誠実で信頼される会社を実現することにより企業価値を高めていくことであると考えております。
当社では、この企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると認識しており、より高い経営の健全性・公正性・透明性の確保に努めております。さらに、コンプライアンスの徹底と経営リスク管理の強化については、コーポレート・ガバナンスの中核をなすものと考えており、当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、体制を整備しております。また、内部統制システムにつきましては、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて適切に運用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】議決権電子行使、招集通知の英訳
当社では、電子投票制度（インターネットによる議決権行使）を導入しましたが、機関投資家や外国人株主比率等の株主構成や費用面を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は現在行っておりません。今後は機関投資家や外国人株主の持株比率の推移等を見極めつつ、費用対効果も勘案のうえ必要に応じて検討してまいります。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社には、企業年金基金制度はありません（社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております）。

【補充原則3－1－2】英語での情報開示・提供
当社では、外国人株主比率や費用面を勘案し、英語による情報開示は現在行っておりません。今後は外国人株主の持株比率の推移等を見極めつつ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－1－3】取締役会の役割・責務（1）
当社では、将来の経営陣幹部（最高経営責任者（ＣＥＯ）を含む）となり得る人材に対し、外部研修の活用等、職位に応じた育成のための研修を計画的に実施し、次世代経営者の育成に努めております。
一方で、育成の全体像を示した体系的な計画策定や、同計画に関する取締役会の関与という視点からは、一層の取り組みが必要と認識しており、今後、スキルと立場に応じた体系的な育成プログラムの策定、取締役会の任意諮問委員会である人事委員会からのプログラム案への答申内容を踏まえた対応等を通じ、体制の強化を図ってまいります。

【原則5－2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は、ＲＯＥ（自己資本利益率）を含む長期経営計画を策定し、売上高及び営業利益の目標を開示するとともに、決算説明会を通じて、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。
次期計画からは、当社の資本コストも踏まえた経営戦略を策定してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針等について、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を定め、当社ホームページにおいて開示しております。（https://www.ags.co.jp/ir/management/governance.html）
なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、ガイドラインのうち、次の項目をご参照ください。

【原則1－4】政策保有株式
（1）政策保有に関する方針
第4章2．当社が所有する株式の保有方針

（2）政策保有株式の保有の適否の検証の内容
当社は、社内ルールに則り政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しました。その結果、現在保有中の株式は、全て適切な保有であるとの判断に至りました。

（3）政策保有株式にかかる議決権行使基準
政策保有株式にかかる議決権の行使については、議案毎に以下の基準を確認のうえ、総合的に判断します。
①中長期的な株主価値の増大を害するものでないこと
②投資先企業とのる関係や業務提携関係等を害するものでないこと
③当社の発展を害するものでないこと

特に、以下の重要な議案については、必要に応じて投資先企業との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、賛否を判断します。
①剰余金処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いている場合）

②取締役･監査役選任議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
③監査役等への退任慰労金贈呈議案
④組織再編議案
⑤買収防衛策議案 等

【原則１－７】関連当事者間の取引
第４章 ４．関連当事者取引

【原則３－１】情報開示の充実
第１章 １．企業理念
第１章 ２．コーポレートガバナンスの基本的考え方
第３章 ４．人事委員会の役割
第３章 ５．取締役･監査役の選解任方針･手続き
第３章 ６．取締役会及び監査役の報酬等

【補充原則４－１－１】取締役会の役割･責務（１）
第３章 ２．取締役会の任務

【原則４－９】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
第３章 ７．独立社外取締役の選任

【補充原則４－１０－１】任意の仕組みの活用
第３章 ４．人事委員会の役割
当社は、社外役員の知見や助言を活かし、人事に関するプロセスの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、取締役会の任意諮問機関である人事委員会を設置しております。人事委員会は、人事部担当役員及び社外取締役で構成しており、取締役候補者及び監査役候補者の選任･解任案や取締役報酬制度の変更、次世代経営者の育成に関する事項等について諮問を受け、答申を行います。

【補充原則４－１１－１】取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
第３章 １．取締役会等の体制
当社の取締役は、企業経営の経験者、銀行ＯＢ、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者等、ジェンダーの面も含め、多様な人材で構成されており、取締役会としての役割･責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しています。また、監査役は、銀行ＯＢ、公共団体出身者、事業会社出身者等で構成され、財務･会計に関する適切な知見を有する人材がおります。
第３章 ５．取締役･監査役の選解任方針･手続き

【補充原則４－１１－２】取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
第３章 ８．社外取締役･社外監査役の他社役員の兼務

【補充原則４－１１－３】取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
第３章 １０．取締役会全体の実効性に関する分析･評価
当社は、取締役会の運営について、全取締役及び全監査役にアンケート形式による自己評価を実施し、それをもとに社外役員が分析･評価を行いました。その結果、取締役会全体として実効性は確保されているとの結論に至りました。

【補充原則４－１４－２】取締役･監査役のトレーニング
第３章 ９．取締役･監査役に対するトレーニングの方針

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
第２章 ４．株主との対話

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ＡＧＳ社員持株会	2,024,100	11.36
大栄不動産株式会社	1,280,000	7.18
富士通株式会社	1,200,000	6.74
富士倉庫運輸株式会社	1,000,000	5.61
株式会社りそな銀行	800,000	4.49
株式会社ティー･アイ･シー	600,000	3.37
埼玉県民共済生活協同組合	600,000	3.37
千葉県民共済生活協同組合	480,100	2.69
武州瓦斯株式会社	401,000	2.25
第一生命保険株式会社	400,000	2.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況については、最終行に記載の株主と同位で以下の株主がおります。

株式会社KSK
兼松エレクトロニクス株式会社

以上

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増古　恒夫	他の会社の出身者											
森谷　由美子	他の会社の出身者					△						
岡田　博之	他の会社の出身者											
馬橋　隆紀	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増古　恒夫	○	―――	社外取締役の増古恒夫氏は、上場会社の経営者としての豊富な経験と情報サービス産業に関する高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社との間に取締役報酬以外いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、独立性が確保されております。このため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

森谷　由美子		社外取締役の森谷由美子氏は、りそなグループの出身であります。当社と同グループとは営業上の取引があり、直近事業年度における売上高は、当社単体の売上高の17.8%であります。	社外取締役の森谷由美子氏は、経営に関する豊富な経験と取締役会の意思決定の妥当性及び適正性確保に関する高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、社外の第三者の立場で監視と提言を行ってもらうため、社外取締役として選任しております。
岡田　博之	○	―――	社外取締役の岡田博之氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、行政分野における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社子会社であるＡＧＳシステムアドバイザリー株式会社の取締役を兼務しておりますが、非業務執行取締役であり、当社との間に取締役報酬以外いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、独立性が確保されております。このため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
馬橋　隆紀	○	―――	社外取締役の馬橋隆紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての法務に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社との間に取締役報酬以外いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、独立性が確保されております。このため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。会計監査人からは、会計監査及び四半期レビュー計画の概要のほかに、四半期レビュー及び期末の決算会計監査報告の説明を受けております。また、監査役からは、監査方針および監査計画等を会計監査人に説明しております。
内部監査部門である業務監査部とは、年間の監査計画の立案にあたり、監査範囲等について意見交換を行っております。また、内部監査の実施状況については、業務監査部より定期的な報告を受け、情報の共有化を図るとともに、内部監査講評会に監査役が同席し監査の有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

白田　憲司	他の会社の出身者							△			△			
橋本　光男	その他													
杉中　正樹	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白田　憲司		社外監査役の白田憲司氏は、りそなグループの出身であります。当社と同グループとは営業上の取引があり、直近事業年度における売上高は、当社単体の売上高の17.8%であります。 また、同氏は日本光電工業株式会社の出身であります。当社と同社とは営業上の取引があり、直近事業年度における売上高は、当社単体の売上高の1%未満であります。	社外監査役の白田憲司氏は、監査部門及び経理部門における業務を担当した経歴があり、監査及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
橋本　光男	○	―――	社外監査役の橋本光男氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、行政分野における豊富な経験と高い見識を有し、経営を行う経営陣から独立した立場での客観的な視点を、当社の監査に活かして反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は、当社との間に監査役報酬以外いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、独立性が確保されております。このため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
杉中　正樹		社外監査役の杉中正樹氏は、りそなグループの出身であります。当社と同グループとは営業上の取引があり、直近事業年度における売上高は、当社単体の売上高の17.8%であります。	社外監査役の杉中正樹氏は、情報化政策分野に長年にわたって携わられ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役に対する報酬の総額を開示しており、平成30年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額は、以下の通りです。

取締役（社外取締役を除く、人員4名）：74,938千円
監査役（社外監査役を除く、人員1名）：14,208千円
社外役員（人員8名）：25,200千円

（注）1．平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結時をもって退任した取締役1名及び社外取締役1名を含んでおります。
2．取締役の報酬等には、使用人兼取締役2名に対する使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。
取締役の報酬限度額は、平成19年6月21日開催の第12回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬枠の内枠で、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、対象取締役につき、年額20百万円以内とすることを平成30年6月22日開催の第23回定時株主総会において承認いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局として企画部が窓口となり、取締役会開催の都度、事前連絡などを行っております。また、社外監査役につきましては、専従スタッフは配置しておりませんが、常勤監査役を通じて必要な資料及び情報の伝達などを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社では平成30年6月に相談役および顧問制度を廃止いたしました。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

[現状の体制の概要]
当社は、監査役設置会社として株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。取締役会は取締役8名（うち4名は社外取締役）で構成され、監査役会は4名（うち3名は社外監査役）で構成されております。
取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する決定、重要事項の決議を行うとともに業務執行状況の監督を行っております。また、各事業年度における経営責任を明確にするため取締役の任期は1年とし、毎年定時株主総会にて株主の選任を受けることにより経営の透明性を高めております。
また、当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による経営の監視機能と執行役員による業務執行機能を明確に分離しております。業務執行につきましては、原則月2回、経営会議を開催し、業務の執行に関する諸計画、その他経営に関する重要事項について協議を行い、業務の執行状況は定期的に取締役会に報告されております。経営会議は、執行役員14名で構成されております。さらに、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの統一を図ることを目的に、原則、毎月1回グループ経営連絡会議を開催しております。

[監査役監査および内部監査の状況]
監査役は、監査役会で定めた監査計画に従い、監査役監査を実施しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、取締役会の議題についての意見交換などを行っております。また、取締役会及び社内の重要会議等に出席するとともに、取締役会の業務執行の適法性及び内部統制システムの整備状況につき、広く業務監査及び会計監査を実施しております。
内部監査につきましては、社長直轄の業務監査部を専任部署として設置し、全ての業務執行部門及び関係会社に対して、監査計画に基づく定期監査及び臨時監査を行っております。監査結果は、内部監査講評会を経て取締役社長へ報告を行うとともに、四半期毎に取締役会にも報告を行っております。内部監査の内容としましては、会計監査、業務監査、システム監査、許認可監査、セキュリティ監査及び内部統制監査から構成されており、業務執行の適正性及び有効性を検証しております。
なお、監査役及び業務監査部は、定期的に内部監査の実施状況などの情報交換を行うとともに、経営会議やリスク管理委員会・コンプライアンス委員会などの重要な会議にも出席することにより、必要な情報が収集できる体制となっております。また、会計監査人とも、定期的に意見交換などを行うなどして、連携を強化しております。

[会計監査の状況]
会計監査につきましては、ＥＹ新日本有限責任監査法人による会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柳井浩一（継続監査年数3年）及び澤部直彦（継続監査年数4年）であり、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社の会計監査業務に係る補助者は、会計士3名、その他（公認会計士試験合格者等）16名です。
また、監査役及び業務監査部と情報交換を行い、相互連携を高めております。経理部とは、随時、打合せを行うとともに、その他の内部統制部門とも経理部を通じて意見交換等を実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役による公正・中立的立場からの経営監視機能に加え、監査役による監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適であると判断し、企業統治の体制として監査役設置会社の形態を採用しております。監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、経営の意思決定プロセスの適法性・妥当性を監査することによって、経営の透明性と健全性を担保しております。なお、監査役会は4名の監査役のうち3名を社外監査役として選任し、監査機能の独立性を高めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が事前に議案を十分にご検討いただけるように、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は集中日を回避した日程で開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成30年6月22日開催の第23回定時株主総会より、電子投票制度（インターネットによる議決権行使）を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRサイト（https:// www.ags.co.jp/）においてディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト（https:// www.ags.co.jp/）においてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日常の企業活動における企業倫理面での普遍的な考え方を「倫理指針」とするとともに、お客様、株主様、お取引先、社員、社会といったステークホルダーごとに対して守るべき取組みとその推進体制を「企業倫理宣言」として、「ＡＧＳグループ倫理綱領」に定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことを目的として「企業活動を通じて良き企業市民として評価されることを目指す」とすることを「ＡＧＳグループ倫理綱領」において定めており、社会に役立つ財やサービスの提供、地域社会への貢献、コンプライアンスの強化などに取り組んでおります。具体的には、環境保全活動として電気使用量の削減、社内文書・社内規程等のペーパレス化等、省エネ・省資源・リサイクルに注力しており、また、地域社会への貢献として、東秩父村における植樹活動、近隣小学校へのベルマークの提供、埼玉県及び県内自治体への環境保全等を目的とした寄附など、きめ細かく社会貢献活動を実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を定め、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適時適切に行えるよう社内体制の整備に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

当社は、当社の経営戦略や事業目的を組織として機能させていくうえで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することはもとより、業務の適正を確保するための体制を整備することにより、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を確保することで、公正かつ持続的な経営の実現と地域社会との調和を図ることを基本方針としております。

なお、この基本方針は、子会社を含む当社グループの業務の適正を確保するものとして定めております。

〔内部統制システムの整備状況〕

内部統制システムに関する基本的な考え方のもと、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき制定した「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議するとともに、健全な経営活動を行うため、コンプライアンス体制の整備、事業継続に影響を及ぼす経営リスク管理体制の整備、重要情報の管理体制の整備などに取組んでおります。

〔内部統制システム構築の基本方針〕

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）ＡＧＳグループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「ＡＧＳグループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。

・法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
・誠実・公正かつ透明に行動します。
・基本的人権を尊重します。
・社会的な責任を果たします。
・情報の管理と守秘義務を徹底します。

2）取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次の通り定める。

・経営者は本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
・本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれのあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。

3）ＡＧＳグループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

4）取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

5）社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。

2）前記1)の情報は少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）ＡＧＳグループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、ＡＧＳグループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。

2）リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

3）「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。

4）事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。

5）内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」及び「システム監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

6）情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。

7）経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。

2）取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。

3）取締役会は、原則月1回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。

4）取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「ＡＧＳグループ企業理念」及び「ＡＧＳグループ倫理綱領」を定める。

2）コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。

3）コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。

4）法令遵守や契約遵守の徹底と管理強化を図るため、法務統括室を設置し、法務・契約リスクに適切かつ迅速な対応を行う。

5）ＡＧＳグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。

6）業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努めるとともに、その結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）ＡＧＳグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「ＡＧＳグループ企業理念」及び「ＡＧＳグループ倫理綱領」を定める。
2）当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、ＡＧＳグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
3）ＡＧＳグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。
親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
4）業務監査部は、ＡＧＳグループにおける内部監査を実施または統括し、ＡＧＳグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長および取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及びその結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
5）監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1）監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じ補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。

8．当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
1）監査役の職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
2）監査役の職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。

9．当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
1）当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

10．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1）取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
2）前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
3）前記1)、2)を明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

11．前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）監査役に対して第10項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
2） 内部通報制度に基づき通報された事実は速やかに監査役へ報告する。

12．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1）監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担する。

13．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
2）監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

14．財務報告の信頼性を確保するための体制
1）ＡＧＳグループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

巻末「参考資料：模式図 ［コーポレート・ガバナンス体制］」をご覧ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当社は、反社会的勢力と一切の関係を排除することは企業としての社会的責任を果たすことであると認識しております。反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことはコンプライアンスそのものであるとの基本的な考え方のもと、「反社会的勢力に対しては断固たる姿勢で臨む」ことを「ＡＧＳグループ倫理綱領」で宣言しております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
反社会的勢力の排除の対応策としましては、「反社会的勢力対応規程」など関連する規程・マニュアルを作成し、その具体的な対応を明確にしております。総務部を総括部署とし、平素より警察や関係諸団体などと連携し情報収集を行うとともに、新規取引にあたっては事前に相手方の属性を調査しております。また、当社所定の契約書には暴力団排除条項を盛り込むことや、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を継続的に実施しております。
反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関や顧問弁護士と連携し、組織全体で適切に対応できる体制を構築しております

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

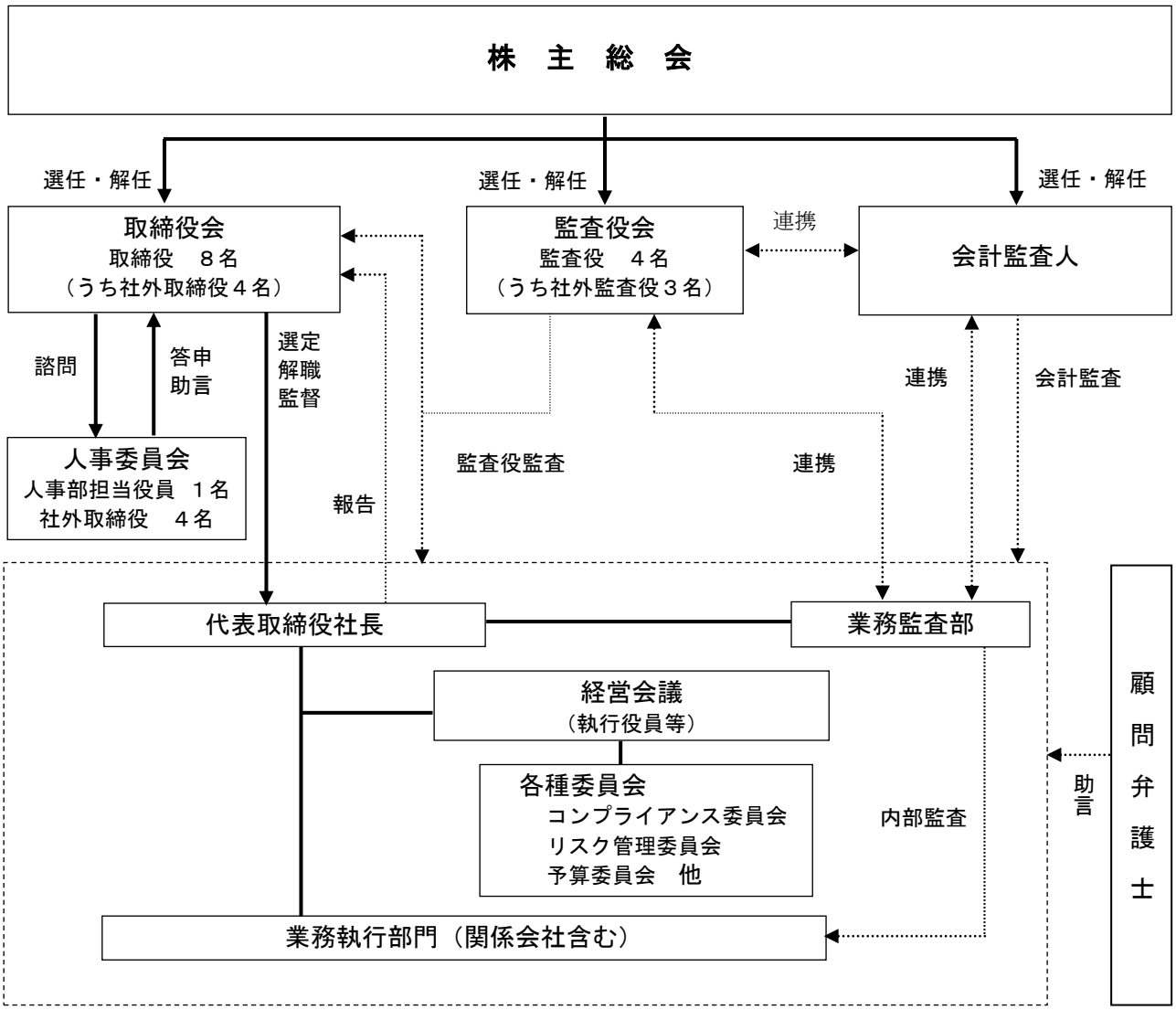
1．適時開示に対する基本方針
　当社は、株主･投資家の皆様をはじめ、あらゆるステークホルダーと信頼関係を維持･発展させるため、当社の経営方針、経営情報の公平･適時･適切な開示を行ないます。

2．適時開示体制の概要
　当社は適時開示に関して「適時開示規程」を定め、以下の体制を構築しております。
企画管理本部長を情報取扱責任者と定め、企画部を情報開示担当部門とし、開示対象情報を適時･適切に開示するため、各部門の部長（子会社においては総務担当役員）を情報管理者としております。情報管理者は、開示対象情報に該当する可能性のある情報を入手した場合は、速やかに情報開示担当部門へ報告する事としております。
　決定事実に関する情報の開示については、当社の取締役会で当該事項についての決定がなされ、開示が必要と判断された後直ちに、情報取扱責任者の指示に基づき情報開示担当部門が開示を行います。
　発生事実に関する情報の開示については、情報取扱責任者が社長と協議のうえ、開示が必要な情報と判断された後直ちに、情報取扱責任者の指示に基づき情報開示担当部門が開示を行います。
　また、内部監査部門は、適時開示に係る社内体制について監査を行い、その適切性および有効性の検証を行っております。

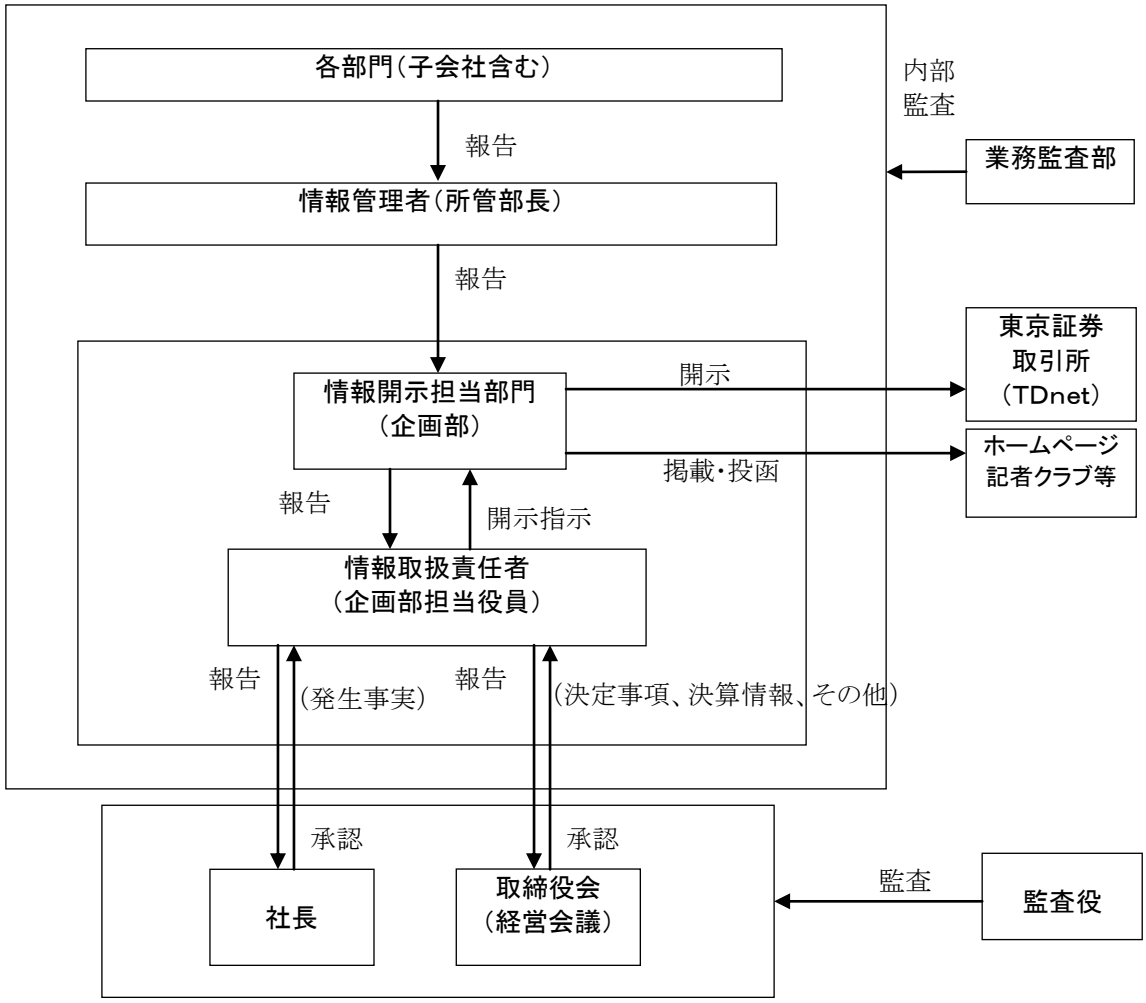
巻末「参考資料：模式図　[適時開示体制]」をご覧ください。

【参考資料：模式図】

［ コーポレートガバナンス体制 ］



［ 適時開示体制 ］


各部門(子会社含む)
報告
情報管理者(所管部長)
報告
情報開示担当部門
(企画部)
報告
開示指示
情報取扱責任者
(企画部担当役員)
報告
(発生事実)
報告
(決定事項、決算情報、その他)
内部
監査
業務監査部
開示
掲載・投函
東京証券
取引所
(TDnet)
ホームページ
記者クラブ等
承認
承認
社長
取締役会
(経営会議)
監査
監査役